

ナイジェリア国送電線網強化事業
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート

日時 2019年10月21日（月）14：01～16：42

場所 JICA 本部 111 会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授

JICA

<事業主管部>

内田 久美子	アフリカ部 アフリカ第一課 課長
渡辺 英樹	アフリカ部 アフリカ第一課

<事務局>

加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
左近充 直人	審査部 環境社会配慮審査課 企画役
村田 早紀	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

不二葦 教治	八千代エンジニアリング株式会社
宍戸 智	八千代エンジニアリング株式会社
鈴木 洋平	イー・アール・エム日本株式会社
星野 隆行	イー・アール・エム日本株式会社

ナイジェリア国送電線網強化事業
(協力準備調査(有償))
ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. コミュニティの土地への補償について

本事業の住民移転計画案では、コミュニティが所有する土地の内、使用されている土地は補償対象となるものの、コミュニティが過去に一時的に農業活動を行い、その後放置された土地は、実質的に損害を受ける人がいないことから、補償対象となっていない。これに対して委員より、今後の使用の可能性を含め、使用していないということをどのように判断するのか、また、使用されていなくても、将来的な機会が失われるのであればその土地は補償すべきではないかとの問題提起がなされた。

JICA より、これまでの住民協議を通じてコミュニティから特段異論は出ていない現状である旨説明すると共に、今後審査時に、補償対象の判断が適切に行われているか実施機関等に確認する方針である旨回答があった。

2. 女性・脆弱層への支援について

本協力準備調査を通じて、脆弱層を対象として、必要に応じてエンタイトルメントマトリックスに記載されている補償以外に、生計を回復するために一時的に金銭的なサポートをするための基金(Special transitional funds)を実施機関が準備すること、銀行口座開設の支援を行う予定であることを確認した。また、女性の立場が弱く、補償金が世帯内で適切に使用されないことが懸念されているのに対し、補償プログラム全体・補償実施の体制などに関する十分な女性への事前説明、補償オプションに対して世帯の女性構成員からの合意取得、一度での使い込み防止のための分割支払い等が提案されている。

これに対して委員より、これらの取り組みは、法律上権利が認められていても、慣習上様々な制約を受ける可能性のある女性・脆弱層が、実質的にも権利を享受できるようにする手助けとなるため歓迎される提案であり、SDGs 推進の観点でも他事業においても参照すべき旨発言があった。

以 上

ナイジェリア国送電線網強化事業

(協力準備調査 (有償))

ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
【全体事項】				
1.		本事業エリア周辺には送電線が既にあるようだが、本事業と既存の送電線との累積的な影響について言及すること (例えば、複数の送電線に囲まれて、極端に開発が制約をうけるエリアはないか。既存の送電線建設で移住を強いられた住民が、本事業で再び影響を受けることはないか。) (コ)	原嶋委員	既存送電線との累積影響としては、特に既存変電所に新規送電線を接続する計画があるエリアで、一つの区画として使用できる土地の面積や形状として制限され、開発が制約される可能性があります。本事業では極端に開発が制約を受けるエリアは確認されていません。また、既存送電線建設で移転した住民が、再度本事業で移転を強いられる例は確認されておりません。これらの点について Final Report で追記するようにいたします。
2.	P.4-3	平均風速は記載されているが、設計用の最大風速が不明。P.4-6 の Table4-4 には 30.9m/s とある(地上 1.9m)が、記録上の最大風速ですか。(質)	寺原委員	Table4-4 の 30.9m/s が記録上の最大風速となっており、Table 4-41 及び Table 4-46 に設計基準を記載しております。設計用の数値としては地線にかかる風圧条件は 110.10 kg/m ² (42 m/s)、電線にかかる風圧条件は 86.29 kg/m ² (37 m/s)、鉄塔にかかる風圧条件は 161.73 kg/m ² (50.9 m/s) としております。
3.	P7-8 他	ROW 内の用地は買取り、高さ 4m 以上の木を伐採すると理解していいか。幅は中心線から、10m(全伐採 P7-66)、幅で 30m(132kVA)、50m(330kVA) (P7-67,69,104)ですか。(質)	寺原委員	ご理解の通り、ROW 内の土地は用地取得し、ROW 内の樹木は、高さ 4m 以上のものは伐採します。そのうち ROW の中心線から幅 10m の範囲は、メンテナンス用のアクセスを確保するために、4m 以下の小さい樹木を含めて伐採する計画です。ROW の幅は、30m(132kV)及び 50m(330kV) となります。
4.	7-22～7-27	Figure 7-5 送電線の代替案分析のみ option 2 が黒色、他の図 7-6, 7-7, 7-8 では青色で紛ら	織田委員	ご指摘いただきました件、修正して Final Report に反映します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		わしい。統一していただきたい。（コ）		
5.	Table 7-5 ~7-8	代替案の比較で、項目毎の比較は記述されているが、これらが総合的どう組み合わせあって推奨ルートが決定されたか分からない。総合的な評価の方法について説明すること。（コ）	原嶋委員	各 Table の一番下の“Recommended Route”において、選定理由を記載しており、特に住民移転の規模が少ないオプションを優先的に選んでおります。
6.	7-27	Badagry substation にある community land とは何か。（質）	原嶋委員	Badagry Substation 予定地に隣接するコミュニティーが所有権を持つ土地を示します。
7.	P4-55~	標準鉄塔と標準スパンについても、代替案を検討すべきではないか？（コ）	寺原委員	標準鉄塔とスパンは、先方から提示されたナイジェリアの標準的な仕様を適用することとなっております。スパンについては、電線の強度と風圧等の荷重、それにより鉄塔に及ぼす荷重から経済性も考慮して決定されると理解しております。今回想定されている標準スパンは、経済合理性も勘案した結果と考えられる日本国内の送電線のスパンと大きく乖離したものではないため、一定の合理的数値であると考えております。標準鉄塔についても、水平角度 2,10,30,60,90 度と継脚-9m~+9m で型集約を行っており、広い地形の変化に対応できる内容であると理解しております。上記により、適切なルートを設定することにより、一定の経済合理性、環境影響への対応は確保されると理解しております。
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
8.	7-27	バードストライクが発生した証拠は無いことを繰り返し強調している。周辺に本事業と同規模の鉄塔が多くあるのか。鉄塔へのバードストライクは皆無と断定するのは難しいのではないか。（質）	原嶋委員	本事業地周辺の既存の送電線は、Figure 7-4 (7-18)に紫色と緑色の点線で示されております。この図に示されております通り、事業地周辺には複数の同規模の既存の送電線がございます バードストライクが皆無とは断定できないため、バードストライクの有無をモニタリングする計画です。バードストライクが確認された場合、対策の実施を

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
9.	P7-56～	鳥や渡り鳥は IUCN 上の分類が LC で衝突は確認されていないが、対策は必要ではないか。（コ）	寺原委員	検討することをモニタリング計画に記載してあります（DFR 7-102）。
10.	P7-81	表右上「Impact Rating（After mitigation proposed in Section 7-6-5）」とあるが、7-6-5 や mitigation が見つからない。（コ）	寺原委員	Table 7-26 の表は、修正前の表が残っておりました。Before mitigation と After mitigation は分類せずに、Table 7-25 と同様に、緩和策の実施前の評価を最終的に記載するよう、Final Report で修正致します。 なお、緩和策につきましては、Table 7-27 及び Table 7-28 に記載してあります。
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
11.	7-115	本事業のエリアには漁民が多く住んでいるとある（7-115）。一方で、助言対応表では、釣り場がなく、漁業権は指定されていないと説明されている。説明に矛盾はないか。（質）	原嶋委員	DFR 7-115 の表（Table 7-35）では、Farmer, Hunter, Fisherman をまとめた数を入れておりますが、このうちの大部分は Farmer です。同分類の中には、食材（魚）を得るために釣りを行う人も Fisherman としてカウントしてありますが、権利をとまなう“漁業”を営んでいるというものではない状況なので、矛盾はありません。生活のための漁業の実態について Final Report で記載いたします。
12.	7-49、7-50	Lot2 と Lot3 のエリアで「Fallow field」が多いが、作付けが行われていない理由は。作付けを促進する必要はないのか。また、Swampy area が広いが、これが生活（漁業など）に使われていないのか。（質）	原嶋委員	作付けが行われていない具体的な理由はエリア毎に様々かと思いますが、農業にあたって肥料等は使用されていないことから、土地がやせてきた際にはその土地は放棄し、別の土地を開墾することが多いのではないかと推察されます。また、コールドチェーンが整っていない状況において、その土地で消費される以上の量の作物を生産しても販売ルートがないことから、作付けを促進する必然性はないものと考えられます。Swampy area では、一部で魚釣りなどにより生活に使っている住民も本事業範囲周辺にあります（DFR Table 7-35）。ただし、漁業権が設定されていたり、商業的な漁業を行っているエリアは本事業範囲内には確認されておりません。
13.	7-148	「Fallow field」のオーナーは補償を受けられないとある。何故か。（質）	原嶋委員	Fallow land も個人が所有する土地は補償対象、コミュニティーや州が所有する土地は補償対象外となっております。ここでの Fallow land は個人で権利を所有

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				しない人（コミュニティが管理、もしくは制度上は州が所有する土地）が過去に一時的に農業活動が行い、その後、放置された土地であるため、実質的に損害を受ける人がいないことから、補償対象としていません。
14.	7-121	農地の収用の場合に、土地の補償は無く、作物・樹木に対する現金補償のみとなっている。これでは、農家は一時的にお金を得られるが、長期的には農業を続けられなくなってしまうのではないかと。農地のオーナーの場合も、土地の補償は無いのか。（コ）	原嶋委員	エンタイトルメントマトリックス A3 の Land Relocation Assistance が土地補償を指しており、Legal right もしくは Customary right をもつ農地所有者に対しては、土地に対しても金銭補償を行います。土地への補償を表現する言葉としてナイジェリアの一般的に使われている Land Relocation Assistance を DFR で用いていますが、Final Report ではその点がより分かるように明記いたします。一方で、上記のような土地の権利をもたない土地利用者に対しては、エンタイトルメントマトリックス A4 に記載の通り、作物・樹木に対しての補償のみとなります（DFR 7-121）。
15.	7-120	土地に住んでいた人の移転に対する補償は適正にされているのか、補償額は慣習法あるいは法律に基づいているのか。（質）	重田委員	DFR7-9-3 Table 7-38 のエンタイトルメントマトリックスの B1、B2 の sifting allowance として示されていますように、建物を所有する PAPs に対しては建物そのものへの金銭補償だけでなく、移転に際して必要となる引っ越し費用、引っ越し時に、就労できない期間が発生してしまうことに対する食事代などが補償に含まれます。この単価は現地の一般的な食費、世銀プロジェクトでの補償内容を参考に再取得価格となるよう設定しました。
16.	7-116	高齢者や障がい者への影響が確認されているが、彼らへの補償は正當に支払われているのか。（質）	重田委員	調査の中で、高齢者、障がい者、未亡人を特定しています。DFR7-9-3 Table 7-38 のエンタイトルメントマトリックスの項目 H1 の special assistance に基づき、対象者に対して支援（生活の向上を目的とする支援金として一人 300 ナイラ x30 日間）を行っていく計画です。
17.	7-130	Special transitional funds とは何ですか？（質）	織田委員	脆弱層を対象として、エンタイトルメントマトリックスで記載されている補償以外に、生計を回復するために、一時的に金銭的なサポートが必要な場合の基金です。現時点では、その必要性は確認されていませんが、今後補償プロセスを進めていく中で確認された場合には、この基金を TCN が準備することを計画しています。これらの説明を Final Report に記載いたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
18.	7-130	現場で脆弱層に銀行口座の開設などの支援をするのは誰ですか？特に、女性が世帯主の場合は重要な支援だと思います。（質/コ）	織田委員	TCN が雇用するコンサルタントが、支援が必要な世帯、PAPs を特定するとともに、その結果を TCN を通じて銀行に連絡することで、銀行の担当者がそのコミュニティを訪問して手続きをするような形態がとられます。
19.	7-116	女性の立場が弱く、補償金が生計に使われないことが懸念されている。SDGs(5)の観点から、この問題に対する具体的な対応策（直接補償金を支払うなど）を示してほしい。（コ）	原嶋委員	エンタイトルメントマトリックスの項目 H (DFR 7-123) や、Vulnerable groups に対する生計回復計画 (DFR 7-130, 131) の中で女性の立場を考慮した対応を計画として記載しています。例としては、金銭補償のみに限らず、補償のプログラム全体、補償実施の体制などに関する十分な女性への事前説明、補償オプションに対して世帯の女性構成員からの合意取得、一度での使い込み防止のための分割支払い、生計回復実施状況のモニタリングなどを行っていきます。 また、Local Resettlement Committee の中に女性の権利を代表できる女性のリーダーを含める計画として補償を進めていく計画としています (DFR 7-108)。
20.	7-131	補償金について世帯内で女性の同意を取り付けるとのことですが、その同意の結果をどこに報告するのですか？モニタリングは RAP Completion Audit がするのですか？ なお、この取組みは 7-33 で述べられている男性が女性と補償金を共有しないという問題に対応する良い案だと思います。（質/コ）	織田委員	DFR 7-8-4 の Land Acquisition Process の中で記載している通り、各 PAPs と合意し、TCN から補償を支払うことで、PAPs から Certificate of Indemnity (Col) が発行されます。すべての PAPs からこの Col が発行されたことを TCN から州当局に対して報告することにより、TCN は州当局から土地の使用権 (Certificate of Occupancy) を受領することができます。 現時点では女性の同意を文書でとりつけるプロセスはなく、Col にも女性の同意に関する記述はないため、RAP 実施コンサル (RIC) が同意文書を得て TCN に提出するか、州当局に提出する Col に追記するかを TCN に提案し、Final Report に反映するようにいたします。 また、上記の用地取得プロセスと並行して、女性への配慮も適切になされているかを含め補償プロセスに係る内部、外部モニタリングが実施されます。最終的には外部モニタリングの一環で、これまでの補償プロセスやモニタリングに関与していない、外部コンサルもしくは NGO により RAP Completion Audit が行われ、補償プロセス等が適正に行われたかどうかを確認します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
21.	7-93 7-101 7-103	表 7-27 の雇用と経済に関し、女性と若者の雇用と同一価値労働同一賃金について応募者に告知することとなっているが、7-101、7-103 のモニタリングのパラメーターでは、地元雇用の割合のみで女性と若者の雇用の割合が含まれていない。含むべきである。（コ）	織田委員	女性と若者の雇用の割合をモニタリングのパラメーターに含むよう検討し、Final Report に反映します。
22.	7-93	女性と若者の雇用と同一価値労働同一賃金の原則は、地元の Supply chain opportunities にも選定基準として事前に告知すべきである。また、7-91 で書かれている Local Content Plan にも含めるべきである。（コ）	織田委員	女性と若者の雇用と同一価値労働同一賃金の原則について、地元雇用の選定基準及び Local Content Plan に含めることを検討し、Final Report に反映します。
23.	7-115	Table 7-35 の単位は%ですか？実数も混じっているのでは？例 127. Lot3 の%は複数の就業ということですか？（質）	織田委員	本事業範囲内で生計手段に関する調査を各 Lot で行っており、その結果を集計したものが Table 7-35 になり、調査をおこなった母数に対するパーセンテージで示しています。 複数の生計手段（農作、釣り、狩猟）をもつ人が多いため、一部で 100 パーセントを超える集計結果となっています。
24.	7-115	商売で成功している女性がいるとのことですが、表 7-35 に性別データを示していただきたい。（コ）	織田委員	具体的な人数はお示しできませんが、フォーカスグループディスカッションを通じて、キオスクのような小規模な店舗経営で成功している女性がいるとの情報がありました。表 7-35 の情報は性別毎に整理をしておりますが、被影響世帯における女性が世帯主となる世帯数の割合は、DFR 7-113 の通り Lot1:8%, Lot2: 3%, Lot3: 12.7%です。また、女性の世帯主は合計 688 人特定されております。
25.	7-119	Shrine の移転はどのように行うのか。参拝者が分散してしまわないか。SHM では、2 つの Shrine を結ぶ通路・参道の維持が要望されている。（質）	原嶋委員	Shrine の移転はそれを所有・管理するコミュニティ、個人によって、新たな位置が選定され、移転が行われます（DFR 7-94）。移転先も、同じコミュニティ内での移転が前提としてあるため、参拝者の分散は想定されていません。移転にあたって必要となる金銭面での補償以外にも、必要な場合は継続的なコンサルテーションを通じてサポートが行われる予定です（DFR 7-70）。SHM

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				で Yaffin Community より申し出のあった2つの Shrine については、影響が出ない位置に送電線のルートが変更されました(DFR 7-148)。
26.	7-92	表 7-27, 表 7-28 で述べられている worker's grievance redress mechanism は、7-139 の grievance redress mechanism とは異なるのですか？その場合の組織上の位置は？（質）	織田委員	DFR 7-139 に記載の Grievance Mechanism は住民を対象とした苦情処理システムなのに対し、Table 7-27, 7-28 に記載の worker's Grievance Mechanism は作業員を対象とした苦情処理システムのため両者は異なります。後者は、TCN PIU に対して作業員が労働環境等に関して直接苦情申し立てができるものであり、窓口は TCN に設置されます。
27.	7-105 7-106 7-108	PAPs Committee の構成メンバーはどのように形成されるのですか？ 7-108 の elected representatives of affected PAPs と同じですか？（質）	織田委員	DFR 7-105, 106 で記載している PAPs Committee は DFR 7-108 で記載している Local Resettlement Committee を示します。LRC はコミュニティの名士、退職した高齢者、教会の司祭、慣習的リーダー、行政区のチェアマン、警備部局の代表、および女性リーダーや若者リーダーによって構成され、女性リーダーと若者リーダーは被影響住民から自薦他薦でリストに挙げられた人から LRC のチェアマン等と相談しながら選ばれます。語句の統一のため、Final Report では Local Resettlement Committee のみを使用するように修正いたします。
28.	7-108 7-138 7-140	The witness NGO は、TCN/PIU から選定され外部者としてのモニタリングをすることは、実施に係る仕事をするのではないかと例えれば LRC にも参加する。(7-140)。7-108 では- 補償金の支払い報告の改正、PAPs と面会、生計回復のチェック、コメントや勧告とある。(質)、	織田委員	The Witness NGO は LRC の中立性・独立性を保った外部オブザーバーとして参加し、役割としては LRC が正しく機能しているかのモニタリングになります。また、LRC という組織への関与だけでなく、個別のコミュニティを訪問、PAPs と面会し、実際に現地で適正に補償・生計回復が行われているかをモニタリングします。以上の旨、Final Report に記載致します。
29.	7-149	モニタリングは、内部と外部モニタリングがどの程度で行われ、誰が誰を評価するのかを説明して欲しい。(質)	重田委員	内部モニタリングは TCN の PIU の責任の下、RIC が現地での補償プロセスおよび生計回復の進捗状況をモニタリングします。本事業の準備段階から、建設段階にかけて DFR Table 7-41 に記載の通り 3 カ月毎の実施を計画しています。外部モニタリングは外部の NGO による TCN PIU、RIC、Local Resettlement Committee (LRC) へのモニタリングであり、PAP への補償プロセスに問題がないか、PAPs が十分生計回復できているかなどをモニタリングします。本事業

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>の工事前の用地取得・住民移転実施期間は3カ月毎の実施を計画しており、補償プロセスが終了し、生計回復のモニタリングが主となる建設段階の前半は半年毎、後半は1年毎に実施する計画です。</p> <p>また、これらのモニタリングの最終段階として、建設工事完了2年後を目途に、RAP completion auditを予定しています。これは、それまでの補償対応に関与していない外部コンサルあるいはNGOにより、TCN PIU, RIC, LRC, PAPs等を対象にヒヤリングや文書確認を行い、TCN PIU, RIC, LRCにより補償が適正に実施されたかどうかを最終的に確認する計画です。</p>
30.	7-135	RAP Completion Audit（第三者、別のNGO？）はいつ誰が選定するのですか？（質）	織田委員	RAP completion Auditは第三者の外部コンサルもしくはNGOが実施する予定です。実施者はTCNがAudit実施前（Auditの実施は建設工事完了2年後を目途）に、公募して選定します。
【ステークホルダー協議・情報公開】				
31.	7-143	7-14-3 Summary of Consultations 参加者の性別を記載していただきたい。また、女性に対するフォーカスグループディスカッションの内容を別記していただきたい。特に、女性は土地を所有しないなど不利な状況にあるとのことなので、自分がPAPとして補償を受けられると認識していない危険がある。（コ）	織田委員	一部のステークホルダーコンサルテーションでは男性・女性の人数を個別にとりまとめておらず記録されていないものもございますが、フォーカスグループディスカッションの内容を含めて、把握している情報を別添資料にまとめました。
32.		Table 7-43-Table 7-45のステークホルダー会議参加者数が掲載されているが、女性の参加者数を示して欲しい。（コ）	重田委員	
【その他】				